

社会福祉法人で働く社会福祉施設等職員のための退職手当金制度

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の ご案内

2023年度



独立行政法人福祉医療機構

機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>



退職手当共済事業ホームページへは
検索サイトで入力！ →

WAM 退職手当

検 索

福祉医療機構は退職手当金の支給を通じて、社会福祉施設等の経営者と職員の皆様を支えます!!

福祉と医療の民間活動を 応援します！

経営理念

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

経営理念の実現に向けて



福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業

WAMNET事業

社会福祉
振興助成事業

退職手当共済事業

心身障害者
扶養保険事業

承継年金住宅融資等
債権管理回収業務

年金担保・労災年金担
保債権管理回収業務

子供の未来
応援基金

旧優生保護法
一時金支払等業務

ハンセン病元患者家族
補償金支払等業務

目 次

contents

制度の特色	1
加入の要件	3
掛金	6
退職手当金の支給	7
共済契約締結の手続き	8
社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等(例示)一覧	9
退職手当金額早見表	11
退職手当共済事業実施状況	13
退職手当共済電子届出システム	16

退職手当共済事業ホームページ

各種届出様式や、よくある質問等を福祉医療機構の退職手当共済事業のWEBページに掲載しています。

●機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp>

で「退職手当共済事業」をクリックするか

退職手当共済事業の
ページへ移動します

●検索サイトで「WAM 退職手当」を検索

WAM 退職手当

検索

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は福祉施設などにお勤めの職員のための退職手当金制度です



- 1. 退職手当共済制度のご案内
- 2. 退職者のみなさまへ
- 3. 共済契約費（法人・施設）のみなさまへお知らせ
- 4. 共済契約費（法人・施設）のみなさまへマニュアル、約款、パンフレット
- 5. 各種届出等書類
- 6. 退職共済電子届出システム
- 7. 関係法令
- 8. 近年の制度改正
- 9. 災害等への対応
- 10. 監査

 掛金届の作成ガイド

 退職時の手続きガイド



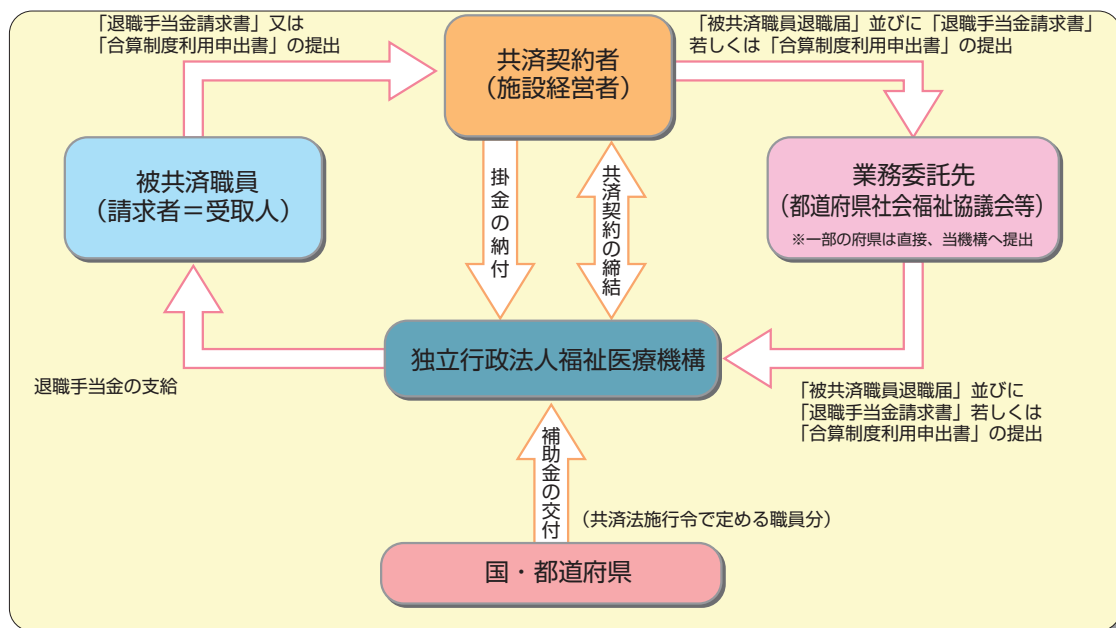
制度の特色

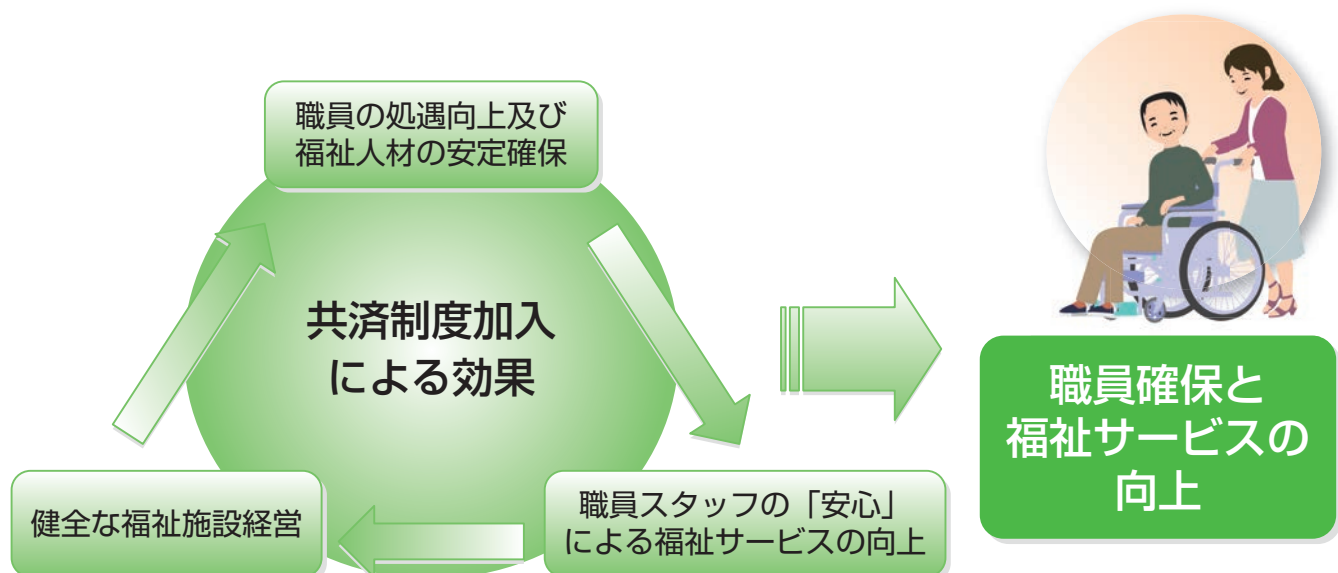
特 色

- 退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づく制度として「社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）」（以下「共済法」と略します。）により実施されています。
- 制度の目的は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することです。
- この制度は、社会福祉施設の経営者（社会福祉法人）に対し、共済契約の締結について強制はしていません。契約を締結するかしないかは経営者の任意です。ただし、契約を締結した場合は、当該共済契約者が経営するすべての社会福祉施設等（※）は包括的に加入することとなります。
※共済法に定める「社会福祉施設」及び「特定社会福祉事業」を指します。以下同じです。
- 退職手当金の支給財源は、共済契約者（施設経営者）、国及び都道府県の三者による負担となっています。職員の負担はありません。（ただし国及び都道府県の負担は、共済法施行令で定める職員分が対象です。）
- 財政運営は、賦課方式を採用しています。毎年度の共済契約者（施設経営者）の負担する被共済職員1人当たりの単位掛金額は、厚生労働大臣が定めています。
- 退職手当金は、退職者本人の口座に直接振込みます。

仕組みと流れ

- ① 共済契約の申込みを行う社会福祉法人は、「福祉医療機構」に共済契約の申込みを行い、「福祉医療機構」の承認により申込みの日から契約が成立し、効力を生じます。
 - ② 共済契約を締結した共済契約者（施設経営者）は、施設区分・職員数に応じた掛金額を「福祉医療機構」に納付します。
 - ③ 被共済職員が退職した場合は、共済契約者（施設経営者）は、「被共済職員退職届」を作成し、退職者が作成する「退職手当金請求書（※添付書類を含む）」又は「合算制度利用申出書」とともに「業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）※一部の府県については、直接「福祉医療機構」に提出となりますので裏表紙掲載の業務委託先窓口一覧でご確認ください。」を経由して「福祉医療機構」に遅滞なく提出していただきます。
 - ④ 「福祉医療機構」は、退職した職員（請求者）の口座に退職手当金を直接振込みます。
- ※お支払いいただいた掛金は全て退職手当金の支給にあてられます。





● 法律に基づいた退職手当共済制度に加入することによる、福祉人材の安定確保と福祉サービスの向上

本制度は制度創設以来、60年以上にわたり延べ約223万人の被共済職員に退職手当金を支給してきました。2022年4月現在で約88万6千人の加入があり、2021年度には約7万5千人の被共済職員に約1,151億円支給しました。

法律に基づいて退職手当金を受け取れることが、福祉人材の確保と福祉サービスの向上につながります。

● 社会福祉法人の約90%が退職手当共済制度を利用

民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づく制度で、福祉施設を運営する社会福祉法人のうち約90%の法人に本制度をご利用いただき、健全な福祉施設経営に貢献しています。

● 退職手当金額を比較した場合の例

下記の通り勤続年数が長くなればなるほど、退職手当金の支給額が大幅に上がります。

勤務年数 (被共済職員期間)	5年	10年	20年	30年	40年
退職前6ヶ月間の本俸の 平均額(俸給表に定める額)	20万円	22万円	28万円	33万円	41万円
退職手当金見込額	約50万円	約115万円	約572万円	約1,155万円	約1,676万円



※財政運営は、毎年積み立てる方式(積立方式)ではなく、その年度の退職手当金の支給財源を同年度に共済契約者が納付する掛金及び補助金(国・都道府県)で賄う賦課方式を採用しています。

※上記見込額は、法律改正又は職員の本俸(基本給)が減るなどの労働条件により、下回る可能性があります。

加入の要件

制度に加入できる経営者、施設等、職員の要件は次のとおりです。

共済契約を締結できる経営者（社会福祉法人）

- 共済契約を締結できるのは、9、10ページの「社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等（例示）一覧」のうち「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」を経営している**社会福祉法人**に限ります。（申出施設等のみを経営している場合は契約できません。）
※幼保連携型認定こども園に係る経過措置の対象となる学校法人については、契約を締結できる場合があります。
- この制度は、共済契約を前提としていますが、契約を締結するかしないかは経営者の任意です。
- 加入しなければならない職員について、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約が締結されている場合は、本制度の契約は締結できません。

登録対象となる施設・事業（共済契約を締結済であることが前提）

登録しなければならない社会福祉施設等

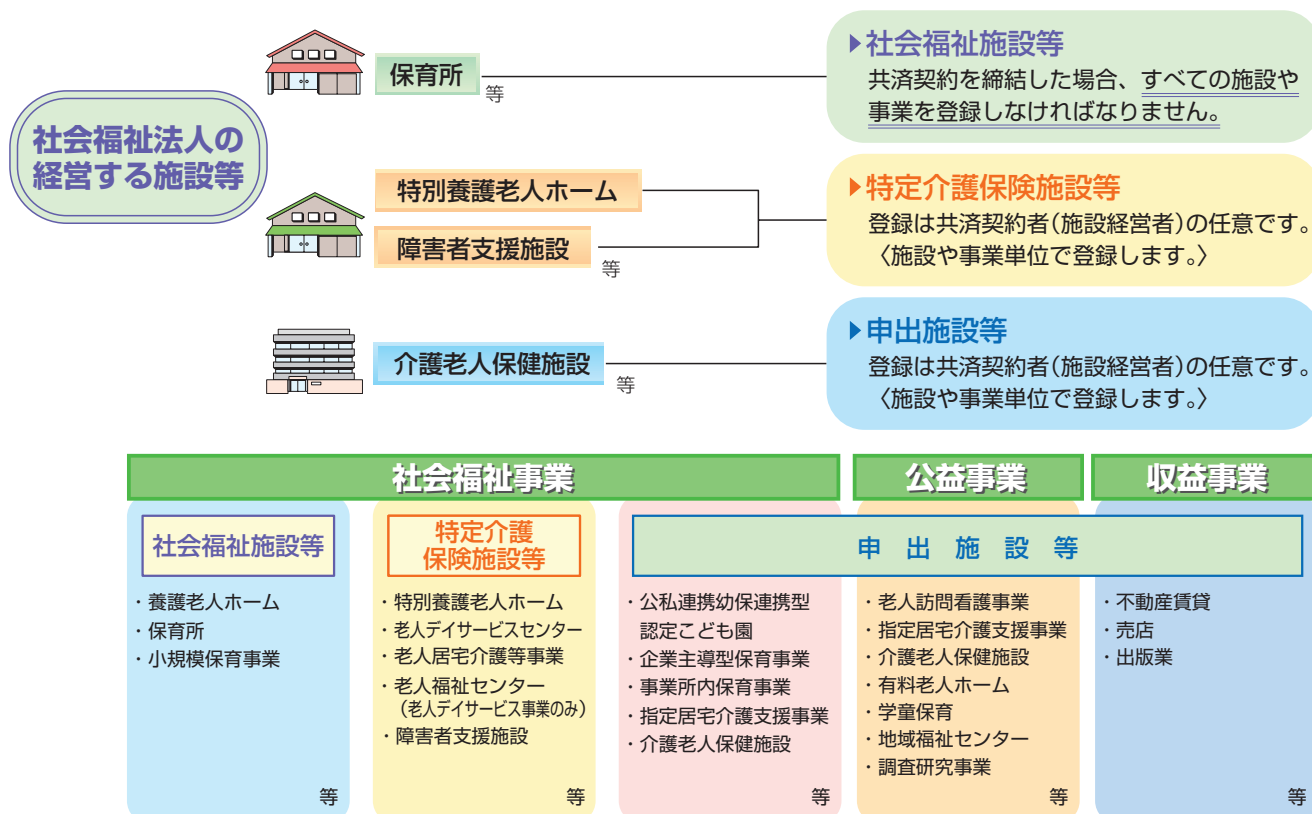
- 制度に登録しなければならない社会福祉施設等は、9、10ページの「社会福祉施設等」欄に掲げる施設・事業です。共済契約者が新たに社会福祉施設等を経営することとなったときは、当該施設等は許認可又は届出された事業開始日から登録しなければなりません。

申し出により登録できる特定介護保険施設等

- 共済契約者となった社会福祉法人が経営する特定介護保険施設等については、任意で申し出ることにより制度の利用対象に登録することができます。

申し出により登録できる申出施設等

- 共済契約者となった社会福祉法人が経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等以外の施設・事業については、任意で申し出ることにより制度の利用対象に登録することができます。

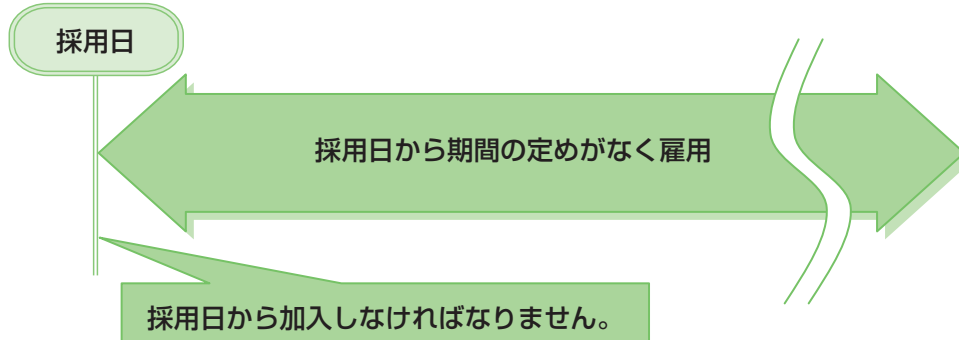


（詳しくは9、10ページをご覧ください。）

加入しなければならない職員（被共済職員）

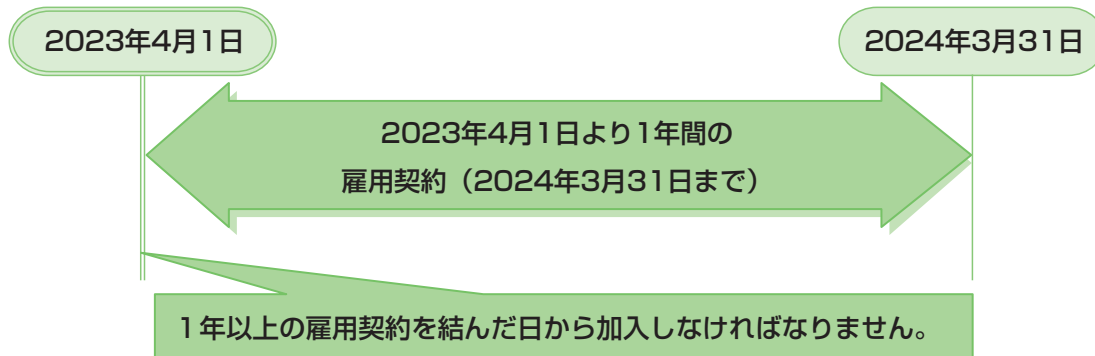
加入対象となる職員（被共済職員）とは、共済契約者（施設経営者）に使用され、かつ、共済契約者の経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に常時従事することを要する、次のアからウに該当する職員です。

ア. 雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員）は、採用日から加入。



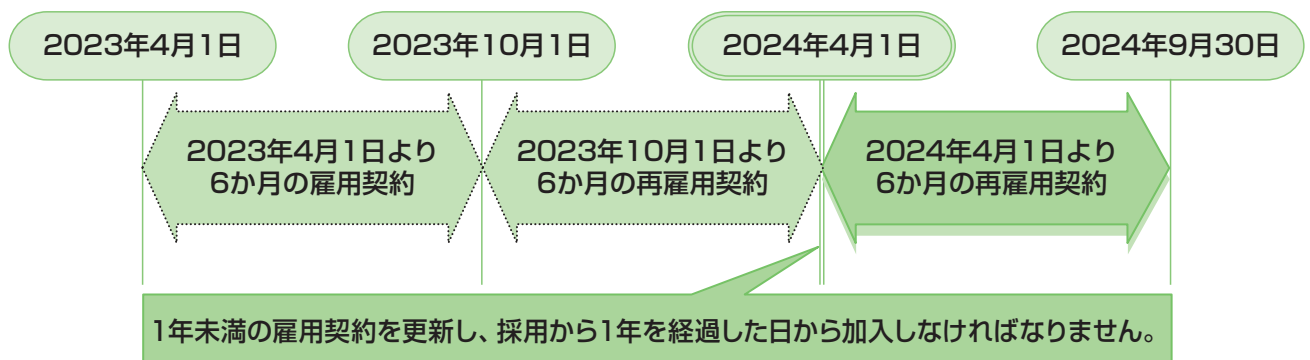
イ. 労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上で、1年以上の雇用期間を定めて使用される職員（※）は、採用日から加入。

※雇用期間に定めのない職員のうち、正規職員以外の者を含みます。



※非常勤職員、嘱託、パート等の名称で呼ばれる者を含みます。

ウ. 労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上で、1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間の更新により引き続き1年を経過した職員は、採用から1年を経過した日から加入。



※非常勤職員、嘱託、パート等の名称で呼ばれる者を含みます。

ポイント

- ・ 共済制度に登録した施設については、当該施設の加入対象職員全てについて加入しなければなりません。
- ・ 加入対象職員は、職名・雇用形態（常勤や非常勤）ではなく、就業規則及び職員の雇用契約の内容等で個別判断します。

制度に加入できない職員は…？

- 前頁のアからウに該当しない職員
- 地方公共団体等から出向している職員
- 警備保障会社又は高齢者福祉事業団等から派遣されている職員
- 法人の役員（施設長等を兼務している者を除きます。）
- 就労継続支援A型等の利用者
- 中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約の対象となる職員

社会福祉施設等職員・特定介護保険施設等職員・申出施設等職員の区分

1. 被共済職員のうち、次の者は社会福祉施設等職員となります。
 - (1) 社会福祉施設等の業務のみに従事する者
 - (2) 社会福祉施設等の業務及び社会福祉施設等以外の施設等の業務を兼務する者で、社会福祉施設等の業務の労働時間が就業規則等に定めるいわゆる正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者
 - (3) 2以上の社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の本部等に所属し、社会福祉施設等の共通的管理業務に従事する者
なお、共通的管理業務とは、次のような業務をいいます。
 - ・ 措置費又は介護報酬等の請求及び精算等に関する事務
 - ・ 予算、決算等会計経理に関する事務
 - ・ 役職員の人事、給与並びに職員の福利厚生に関する事務
 - ・ 社会保険及び退職手当共済等に関する事務
 - ・ 施設の新築、増改築及び営繕等に関する事務
 - ・ その他これらに準ずる共通的事務
2. 被共済職員のうち、次の者は特定介護保険施設等職員となります。
 - (1) 特定介護保険施設等の業務のみに従事する者
 - (2) 特定介護保険施設等の業務と社会福祉施設等の業務を兼務する者で、社会福祉施設等の業務の労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2に満たない者
 - (3) 特定介護保険施設等の業務と申出施設等の業務を兼務する者で、特定介護保険施設等の業務の労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者
3. 被共済職員のうち、上記1、2以外の者は申出施設等職員となります。



掛 金

掛金は、毎事業年度の4月1日現在の被共済職員数に応じて、共済契約者（施設経営者）が納付するものです。（賦課方式を採用しています。）

掛金の納付

- 共済契約者が納付する掛金額（年額）は、下記①の社会福祉施設等職員に係る掛金の額と②の特定介護保険施設等職員に係る掛金の額及び③の申出施設等職員に係る掛金の額の合計額となります。
- 納付する掛金額は、各施設等の分を合わせて共済契約者として一括納付します。なお、掛金は共済契約者が負担するもので、被共済職員が負担するものではありません。

1. 2023年4月1日契約の場合

共済契約者が納付する掛金額＝①＋②＋③

- ① 単位掛金額（44,500円）× 社会福祉施設等職員数
- ② 単位掛金額（44,500円）× 3 × 特定介護保険施設等職員数
- ③ 単位掛金額（44,500円）× 3 × 申出施設等職員数

単位掛金額

被共済職員1人当たりの単位掛金額は、毎年度、厚生労働大臣が定めます。（2023年度は44,500円です。）

※2023年2月時点での予定額です。

2. 年度途中の契約の場合

年度途中に契約を締結された場合の掛金については、月割りで算出し納付することになっています。

例）契約申込日が2023年7月10日の場合

保育所	加入対象となる職員数	10名……………①
特別養護老人ホーム	加入対象となる職員数	40名……………②
障害者支援施設	加入対象となる職員数	10名……………③
介護老人保健施設	加入対象となる職員数	20名……………④
2023年度 単位掛金額	契約締結時における掛金納付対象職員数	月割り 掛 金 の 額
① 44,500円×	10名（社会福祉施設等職員数）	$\times \frac{9}{12} = 333,750円$
② 44,500円×3×	40名（特定介護保険施設等職員数）	$\times \frac{9}{12} = 4,005,000円$
③ 44,500円×3×	10名（特定介護保険施設等職員数）	$\times \frac{9}{12} = 1,001,250円$
④ 44,500円×3×	20名（申出施設等職員数）	$\times \frac{9}{12} = 2,002,500円$
①＋②＋③＋④＝納付金額		
333,750円＋4,005,000円＋1,001,250円＋2,002,500円＝7,342,500円（納付金額）		

ポイント

- ・ 職員個人の負担はありません。
- ・ 財政方式は、賦課方式（当該年度の給付に必要な財源を当該年度の掛金でまかいます。）を採用しています。

退職手当金の支給

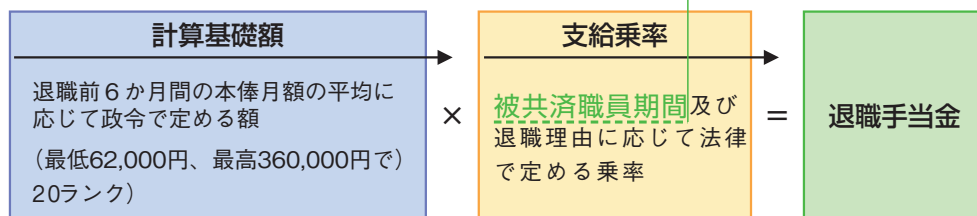
被共済職員が退職(一部の解除理由を除き、共済契約の解除以外の理由により被共済職員ではなくなることをいいます。)したときは、退職者本人(死亡退職の場合はその遺族)に、退職手当金が支給されます。

退職手当金額

- 退職手当金額は、退職前6か月間の平均本俸月額により該当する計算基礎額に退職理由別の被共済職員期間による支給乗率を乗じて得た額です。

被共済職員期間

被共済職員期間は、被共済職員になった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月までで月単位で計算します。業務に従事した日数が10日以下の月などは、被共済職員期間に算入されません。(通算して1年未満の端数の月がある場合には、その端数の月は切捨てます。)



請求方法

- 共済契約者が「被共済職員退職届」を、退職者が「退職手当金請求書」を記入し、必要な添付書類を添えて共済契約者が取りまとめ、業務委託先窓口(裏表紙掲載の都道府県社会福祉協議会等)に提出します。※一部の府県は当機構に直接提出します。

支給

- 支給の要件に該当する場合は、退職者本人の金融機関の口座に振込みます。

退職手当金が支給されないケースは…?

- 共済契約者が掛金を納付していないとき
- 共済契約が解除された日以降に退職したとき
- 被共済職員となった日から起算して1年未満で退職したとき
- 被共済職員期間となる月の合計が12か月未満のとき
- 自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により支給制限に該当する退職のとき
- 退職手当金の請求権が時効(退職した日の翌日から5年経過)により消滅しているとき
- 合算制度の利用申出をしたとき

合算制度

被共済職員である期間が1年以上である場合、退職した日から起算して3年以内に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員になり、かつ、その者が機構に申し出たときは退職手当金額の計算に際し、前後の各期間を合算します。

共済契約締結の手続き

共済契約締結の手続きと締結にあたっての注意事項は次のとおりです。

契約申込から締結及び掛金納付までの手続き

① 契約申込書類を作成

必要書類

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済契約申込書
(社会福祉施設職員等退職手当共済事務取扱要領様式 1-1 号)
 - (2) 添付書類
 - ① 「社会福祉施設職員等退職手当共済契約重要事項確認書」
(確認日、法人名、理事長の自署による確認)
 - ② 職員名簿 (社会福祉施設職員等退職手当共済事務取扱要領様式 1-2 号)
契約申込日における加入要件を満たしている職員 (4 ページ参照) を記入してください。
 - ③ 申込者が社会福祉施設等、特定介護保険施設等及び申出施設等を経営していることを証する書類 (下の表を参照してください。)
 - ④ 法人登記簿謄本 (全部事項証明書) 原本 (※機構が提示された日又は受領した日の前3か月以内に作成されたものとなります。)
 - ⑤ 就業規則及び給与規程 (基本給 (格付) 俸給表を含みます。) の写し
 - ⑥ 以下の職員の雇用契約書
 - ・ 4 ページに記載の加入要件が「イ」又は「ウ」の者
 - ・ 俸給が格付俸給表に準拠していない者
- ※ (1)、(2) ①及び②の様式・書式は「福祉医療機構」に請求してください。
※その他必要に応じ、確認書類を求めることがあります。

の共
済契
約締
結

経営していることを証する書類	確認事項
右記の確認事項 (ア～カ) が明記された次のいずれかの書類 (1) 「許認可書」 (写) 又は「指定通知書」 (写) (2) 「許可書」 (写) 及び「許可申請書」 (写) (3) その他、業務委託契約書等 (4) 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証明書	ア. 施設・事業の名称 イ. 所在地 ウ. 施設・事業の種類 エ. 入所 (利用) 定員 オ. 開始年月日 カ. 許認可、届出年月日 ※申出施設等については、 「ウ」、「エ」、「カ」は不要

② ①の契約申込書類を「福祉医療機構」に提出

③ 共済契約の締結を承認した場合は、「福祉医療機構」から契約締結 (共済契約証書) 及び掛金納付請求についての通知

④ 共済契約者は振込依頼書により、「掛金」を納付期日までに福祉医療機構指定口座に納付

締結にあたっての注意事項

- この制度は法律等によるほか、「社会福祉施設職員等退職手当共済約款」により実施されます。
- 法律等に抵触・違反すると「契約の解除」となることがあります。
- 一部の施設については、その希望の有無に関わらず、加入要件を満たす限り必ず職員を共済制度に加入させなければなりません。
- 一部の理由を除き「契約の解除」となったとき、退職手当金は支給されません。また、「契約の解除」となった場合、それまで納付していただいた掛金は返還されません。
- 法律改正や財政運営の状況により、退職手当金が見込み額より下回ること、掛金額が上昇することがあります。

社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等（例示）一覧

社会福祉施設職員等退職手当共済法で定める「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」とは、次表の「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」の欄に掲げる施設及び事業です。「申出施設」とは、共済契約者である社会福祉法人が経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等以外の施設及び事業です。

(2023 年 4 月 1 日現在)

区 分	社会福祉施設等	特定介護保険施設等	申出施設等
生活保護及び自立支援に関する施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 認定生活困窮者就労訓練事業		(例示) 医療保護施設 …等
児童福祉に関する施設等	乳児院（乳児預かり所を含む） 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設） 児童自立支援施設 児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業	障害児入所施設 ^(※) 障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 等） (※) 障害児入所施設においては、措置入所の割合に応じて、公的助成が維持されます。	(例示) 助産施設 児童館 児童遊園 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童クラブ） 認可外保育施設 公私連携幼保連携型認定こども園 公私連携型保育所 公私連携保育所型認定こども園 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 企業主導型保育事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 障害児相談支援事業 幼稚園（認定こども園の幼稚園型を含む） …等
老人福祉に関する施設等	養護老人ホーム 軽費老人ホーム （介護保険法の規定に基づく指定に係るものを除く）	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム（介護保険法の規定に基づく指定に係るもの） 老人福祉センターの中の老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人居宅介護等事業（ホームヘルプ） 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム） 小規模多機能型居宅介護事業 複合型サービス福祉事業	(例示) 老人福祉センター（老人デイサービス事業を除く） 指定居宅介護支援事業（ケアマネ事業） 有料老人ホーム 老人休養ホーム 老人憩いの家 介護老人保健施設 サービス付き高齢者向け住宅 …等
身体障害者福祉に関する施設等	視聴覚障害者情報提供施設（点字出版施設を除く） 身体障害者福祉センターの中の地域活動支援センターの事業に相当する事業		(例示) 視聴覚障害者情報提供施設のうち点字出版施設 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 障害者更生センター …等



区 分	社会福祉施設等	特定介護保険施設等	申出施設等
売春防止に 関係する施 設	婦人保護施設		
障害者総合 支援法に関 係する施設 等		障害者支援施設 居宅介護事業 行動援護事業 重度訪問介護事業 重度障害者等包括支援事業 短期入所事業（ショートステイ） 生活介護事業 療養介護事業 自立訓練事業 就労選択支援事業（施行日以降） 就労移行支援事業 就労継続支援事業 就労定着支援事業 自立生活援助事業 共同生活援助事業（グループホーム） 同行援護事業 移動支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム	（例示） 自立支援医療 特定相談支援事業 一般相談支援事業（地域 移行支援、地域定着支援 等） …等
その他の社 会福祉施設 その他の施 設	社会事業授産施設 （6か月間、生活保護法による委託事務費 が支弁され、かつ、期間中の利用人員が 定員に対し、平均して50%を超えた実 績のあるもの）		（例示） 病院 診療所 宿所提供施設 隣保館 母子福祉センター 母子休養ホーム 母子健康センター …等

※本部・開設準備室・出向（在籍出向）など、この一覧に記載されていない場合については、共済部退職共済課までお問い合わせください。

退職手当金額早見表（2023年度）

普通退職（業務上の傷病又は業務上の死亡による退職を除く）

被共済 職員期間	計算 基礎額	62,000	74,000	86,000	100,000	115,000	130,000	145,000	160,000	175,000
1 年		32,364	38,628	44,892	52,200	60,030	67,860	75,690	83,520	91,350
2 年		64,728	77,256	89,784	104,400	120,060	135,720	151,380	167,040	182,700
3 年		97,092	115,884	134,676	156,600	180,090	203,580	227,070	250,560	274,050
4 年		129,456	154,512	179,568	208,800	240,120	271,440	302,760	334,080	365,400
5 年		161,820	193,140	224,460	261,000	300,150	339,300	378,450	417,600	456,750
6 年		194,184	231,768	269,352	313,200	360,180	407,160	454,140	501,120	548,100
7 年		226,548	270,396	314,244	365,400	420,210	475,020	529,830	584,640	639,450
8 年		258,912	309,024	359,136	417,600	480,240	542,880	605,520	668,160	730,800
9 年		291,276	347,652	404,028	469,800	540,270	610,740	681,210	751,680	822,150
10 年		323,640	386,280	448,920	522,000	600,300	678,600	756,900	835,200	913,500
11 年		478,987	571,694	664,401	772,560	888,444	1,004,328	1,120,212	1,236,096	1,351,980
12 年		526,454	628,348	730,243	849,120	976,488	1,103,856	1,231,224	1,358,592	1,485,960
13 年		573,921	685,003	796,084	925,680	1,064,532	1,203,384	1,342,236	1,481,088	1,619,940
14 年		621,388	741,657	861,926	1,002,240	1,152,576	1,302,912	1,453,248	1,603,584	1,753,920
15 年		668,856	798,312	927,768	1,078,800	1,240,620	1,402,440	1,564,260	1,726,080	1,887,900
16 年		830,136	990,808	1,151,479	1,338,930	1,539,769	1,740,609	1,941,448	2,142,288	2,343,127
17 年		907,810	1,083,515	1,259,220	1,464,210	1,683,841	1,903,473	2,123,104	2,342,736	2,562,367
18 年		985,483	1,176,222	1,366,961	1,589,490	1,827,913	2,066,337	2,304,760	2,543,184	2,781,607
19 年		1,063,157	1,268,929	1,474,702	1,714,770	1,971,985	2,229,201	2,486,416	2,743,632	3,000,847
20 年		1,267,590	1,512,930	1,758,270	2,044,500	2,351,175	2,657,850	2,964,525	3,271,200	3,577,875
21 年		1,375,470	1,641,690	1,907,910	2,218,500	2,551,275	2,884,050	3,216,825	3,549,600	3,882,375
22 年		1,483,350	1,770,450	2,057,550	2,392,500	2,751,375	3,110,250	3,469,125	3,828,000	4,186,875
23 年		1,591,230	1,899,210	2,207,190	2,566,500	2,951,475	3,336,450	3,721,425	4,106,400	4,491,375
24 年		1,699,110	2,027,970	2,356,830	2,740,500	3,151,575	3,562,650	3,973,725	4,384,800	4,795,875
25 年		1,806,990	2,156,730	2,506,470	2,914,500	3,351,675	3,788,850	4,226,025	4,663,200	5,100,375
26 年		1,893,294	2,259,738	2,626,182	3,053,700	3,511,755	3,969,810	4,427,865	4,885,920	5,343,975
27 年		1,979,598	2,362,746	2,745,894	3,192,900	3,671,835	4,150,770	4,629,705	5,108,640	5,587,575
28 年		2,065,902	2,465,754	2,865,606	3,332,100	3,831,915	4,331,730	4,831,545	5,331,360	5,831,175
29 年		2,152,206	2,568,762	2,985,318	3,471,300	3,991,995	4,512,690	5,033,385	5,554,080	6,074,775
30 年		2,238,510	2,671,770	3,105,030	3,610,500	4,152,075	4,693,650	5,235,225	5,776,800	6,318,375
31 年		2,303,238	2,749,026	3,194,814	3,714,900	4,272,135	4,829,370	5,386,605	5,943,840	6,501,075
32 年		2,367,966	2,826,282	3,284,598	3,819,300	4,392,195	4,965,090	5,537,985	6,110,880	6,683,775
33 年		2,432,694	2,903,538	3,374,382	3,923,700	4,512,255	5,100,810	5,689,365	6,277,920	6,866,475
34 年		2,497,422	2,980,794	3,464,166	4,028,100	4,632,315	5,236,530	5,840,745	6,444,960	7,049,175
35 年		2,562,150	3,058,050	3,553,950	4,132,500	4,752,375	5,372,250	5,992,125	6,612,000	7,231,875
36 年		2,626,878	3,135,306	3,643,734	4,236,900	4,872,435	5,507,970	6,143,505	6,779,040	7,414,575
37 年		2,691,606	3,212,562	3,733,518	4,341,300	4,992,495	5,643,690	6,294,885	6,946,080	7,597,275
38 年		2,756,334	3,289,818	3,823,302	4,445,700	5,112,555	5,779,410	6,446,265	7,113,120	7,779,975
39 年		2,821,062	3,367,074	3,913,086	4,550,100	5,232,615	5,915,130	6,597,645	7,280,160	7,962,675
40 年		2,885,790	3,444,330	4,002,870	4,654,500	5,352,675	6,050,850	6,749,025	7,447,200	8,145,375
41 年		2,950,518	3,521,586	4,092,654	4,758,900	5,472,735	6,186,570	6,900,405	7,614,240	8,328,075
42 年		3,015,246	3,598,842	4,182,438	4,863,300	5,592,795	6,322,290	7,051,785	7,781,280	8,510,775
43 年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
44 年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
45 年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
46 年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
47 年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
48 年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
49 年以上		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250

(単位：円)

190,000	205,000	220,000	235,000	250,000	265,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000
99,180	107,010	114,840	122,670	130,500	138,330	146,160	156,600	167,040	177,480	187,920
198,360	214,020	229,680	245,340	261,000	276,660	292,320	313,200	334,080	354,960	375,840
297,540	321,030	344,520	368,010	391,500	414,990	438,480	469,800	501,120	532,440	563,760
396,720	428,040	459,360	490,680	522,000	553,320	584,640	626,400	668,160	709,920	751,680
495,900	535,050	574,200	613,350	652,500	691,650	730,800	783,000	835,200	887,400	939,600
595,080	642,060	689,040	736,020	783,000	829,980	876,960	939,600	1,002,240	1,064,880	1,127,520
694,260	749,070	803,880	858,690	913,500	968,310	1,023,120	1,096,200	1,169,280	1,242,360	1,315,440
793,440	856,080	918,720	981,360	1,044,000	1,106,640	1,169,280	1,252,800	1,336,320	1,419,840	1,503,360
892,620	963,090	1,033,560	1,104,030	1,174,500	1,244,970	1,315,440	1,409,400	1,503,360	1,597,320	1,691,280
991,800	1,070,100	1,148,400	1,226,700	1,305,000	1,383,300	1,461,600	1,566,000	1,670,400	1,774,800	1,879,200
1,467,864	1,583,748	1,699,632	1,815,516	1,931,400	2,047,284	2,163,168	2,317,680	2,472,192	2,626,704	2,781,216
1,613,328	1,740,696	1,868,064	1,995,432	2,122,800	2,250,168	2,377,536	2,547,360	2,717,184	2,887,008	3,056,832
1,758,792	1,897,644	2,036,496	2,175,348	2,314,200	2,453,052	2,591,904	2,777,040	2,962,176	3,147,312	3,332,448
1,904,256	2,054,592	2,204,928	2,355,264	2,505,600	2,655,936	2,806,272	3,006,720	3,207,168	3,407,616	3,608,064
2,049,720	2,211,540	2,373,360	2,535,180	2,697,000	2,858,820	3,020,640	3,236,400	3,452,160	3,667,920	3,883,680
2,543,967	2,744,806	2,945,646	3,146,485	3,347,325	3,548,164	3,749,004	4,016,790	4,284,576	4,552,362	4,820,148
2,781,999	3,001,630	3,221,262	3,440,893	3,660,525	3,880,156	4,099,788	4,392,630	4,685,472	4,978,314	5,271,156
3,020,031	3,258,454	3,496,878	3,735,301	3,973,725	4,212,148	4,450,572	4,768,470	5,086,368	5,404,266	5,722,164
3,258,063	3,515,278	3,772,494	4,029,709	4,286,925	4,544,140	4,801,356	5,144,310	5,487,264	5,830,218	6,173,172
3,884,550	4,191,225	4,497,900	4,804,575	5,111,250	5,417,925	5,724,600	6,133,500	6,542,400	6,951,300	7,360,200
4,215,150	4,547,925	4,880,700	5,213,475	5,546,250	5,879,025	6,211,800	6,655,500	7,099,200	7,542,900	7,986,600
4,545,750	4,904,625	5,263,500	5,622,375	5,981,250	6,340,125	6,699,000	7,177,500	7,656,000	8,134,500	8,613,000
4,876,350	5,261,325	5,646,300	6,031,275	6,416,250	6,801,225	7,186,200	7,699,500	8,212,800	8,726,100	9,239,400
5,206,950	5,618,025	6,029,100	6,440,175	6,851,250	7,262,325	7,673,400	8,221,500	8,769,600	9,317,700	9,865,800
5,537,550	5,974,725	6,411,900	6,849,075	7,286,250	7,723,425	8,160,600	8,743,500	9,326,400	9,909,300	10,492,200
5,802,030	6,260,085	6,718,140	7,176,195	7,634,250	8,092,305	8,550,360	9,161,100	9,771,840	10,382,580	10,993,320
6,066,510	6,545,445	7,024,380	7,503,315	7,982,250	8,461,185	8,940,120	9,578,700	10,217,280	10,855,860	11,494,440
6,330,990	6,830,805	7,330,620	7,830,435	8,330,250	8,830,065	9,329,880	9,996,300	10,662,720	11,329,140	11,995,560
6,595,470	7,116,165	7,636,860	8,157,555	8,678,250	9,198,945	9,719,640	10,413,900	11,108,160	11,802,420	12,496,680
6,859,950	7,401,525	7,943,100	8,484,675	9,026,250	9,567,825	10,109,400	10,831,500	11,553,600	12,275,700	12,997,800
7,058,310	7,615,545	8,172,780	8,730,015	9,287,250	9,844,485	10,401,720	11,144,700	11,887,680	12,630,660	13,373,640
7,256,670	7,829,565	8,402,460	8,975,355	9,548,250	10,121,145	10,694,040	11,457,900	12,221,760	12,985,620	13,749,480
7,455,030	8,043,585	8,632,140	9,220,695	9,809,250	10,397,805	10,986,360	11,771,100	12,555,840	13,340,580	14,125,320
7,653,390	8,257,605	8,861,820	9,466,035	10,070,250	10,674,465	11,278,680	12,084,300	12,889,920	13,695,540	14,501,160
7,851,750	8,471,625	9,091,500	9,711,375	10,331,250	10,951,125	11,571,000	12,397,500	13,224,000	14,050,500	14,877,000
8,050,110	8,685,645	9,321,180	9,956,715	10,592,250	11,227,785	11,863,320	12,710,700	13,558,080	14,405,460	15,252,840
8,248,470	8,899,665	9,550,860	10,202,055	10,853,250	11,504,445	12,155,640	13,023,900	13,892,160	14,760,420	15,628,680
8,446,830	9,113,685	9,780,540	10,447,395	11,114,250	11,781,105	12,447,960	13,337,100	14,226,240	15,115,380	16,004,520
8,645,190	9,327,705	10,010,220	10,692,735	11,375,250	12,057,765	12,740,280	13,650,300	14,560,320	15,470,340	16,380,360
8,843,550	9,541,725	10,239,900	10,938,075	11,636,250	12,334,425	13,032,600	13,963,500	14,894,400	15,825,300	16,756,200
9,041,910	9,755,745	10,469,580	11,183,415	11,897,250	12,611,085	13,324,920	14,276,700	15,228,480	16,180,260	17,132,040
9,240,270	9,969,765	10,699,260	11,428,755	12,158,250	12,887,745	13,617,240	14,589,900	15,562,560	16,535,220	17,507,880
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400

退職手当共済事業実施状況

退職手当共済制度発足の背景

- 1955年代、民間の社会福祉施設職員と国公立の社会福祉施設職員とは、給与、その他の待遇面での格差が広がっており、民間の施設においては必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図れない状況でした。
- 給与は徐々に改善しましたが、退職金については小規模な施設が多いことから積み立てる財源がなく、また、独自の制度の設置も困難でした。
- 1959年、中小企業退職金共済制度が創設されましたが、非営利事業である社会福祉事業経営者では掛金負担が困難であり、一定の水準を保った退職手当金の支給が困難な状況でした。
- 1960年、全国社会福祉協議会の特別委員会及び厚生省において、退職手当共済制度について調査、検討が行われました。
- 1961年6月、社会福祉施設職員等退職手当共済法が制定され、社会福祉事業振興会において、10月から事業を開始しました。

退職手当共済制度の制定及び変遷

民間社会福祉施設における優秀な人材の確保、定着化を図ることをもって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とし、1961年に社会福祉施設職員等退職手当共済法が制定されました。

- **1961年10月1日** **社会福祉施設職員退職手当共済法施行・事業開始**
(福祉医療機構の前身の社会福祉事業振興会が実施主体)

- **1992年7月1日** **社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行**

⇒法律名を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改めました。

⇒ゴールドプランの推進等、在宅福祉事業の重要性が増し、ホームヘルパー等の人材を確保する観点から、在宅福祉事業についても対象事業に追加するなどの改正を実施しました。

- **2001年4月1日** **社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行**

⇒社会福祉法人制度が成熟化し、社会福祉法人が多様なニーズに応じてサービスを展開することが求められている状況を踏まえ、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に契約者を限定し、共済契約対象となる施設を拡大(申出施設等を追加)しました。

- **2006年4月1日** **社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行**

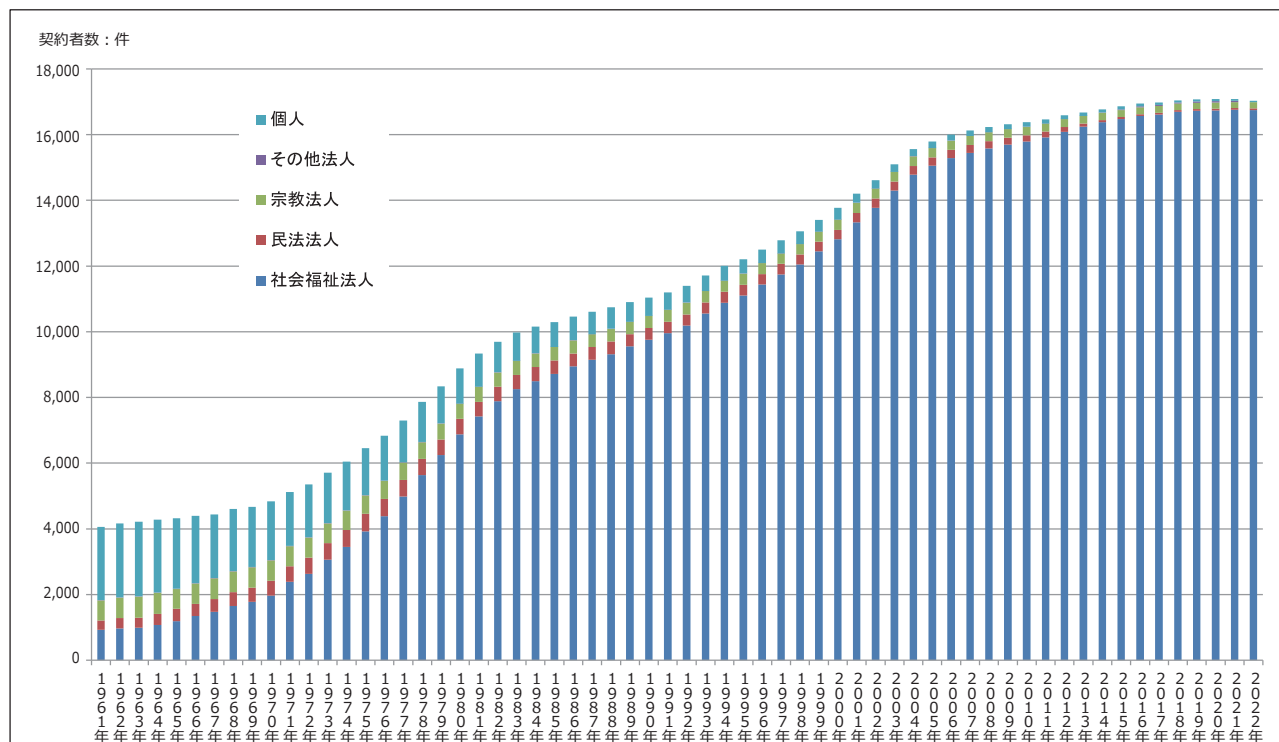
⇒介護保険における民間とのイコールフットिंगの観点から、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業についての公的助成を廃止しました。(共済掛金が1/3の職員と3/3の職員とに二分化)制度の安定化を図る等の観点から、給付水準を1割抑制し、従来の継続異動に加え、退職後2年以内に再び被共済職員になる等一定要件を満たす場合、前後の期間を合算できる等の改正を実施しました。

- **2016年4月1日** **社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行**

⇒措置制度から契約制度への移行、多様な経営主体の参入など社会福祉事業の供給の在り方が変容する中、社会福祉法人と他の経営主体とのイコールフットिंगを図り、国民に対し説明責任を果たせる制度とする必要があること、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するような制度設計とする必要があることとされており、こうした観点から、退職手当金の給付水準の見直し、被共済職員期間の合算制度の見直し、障害者関係の施設又は事業に係る公費助成の見直しを行う等の改正を実施しました。

1961年の共済法施行後、4回の法改正を経て、現在に至ります。

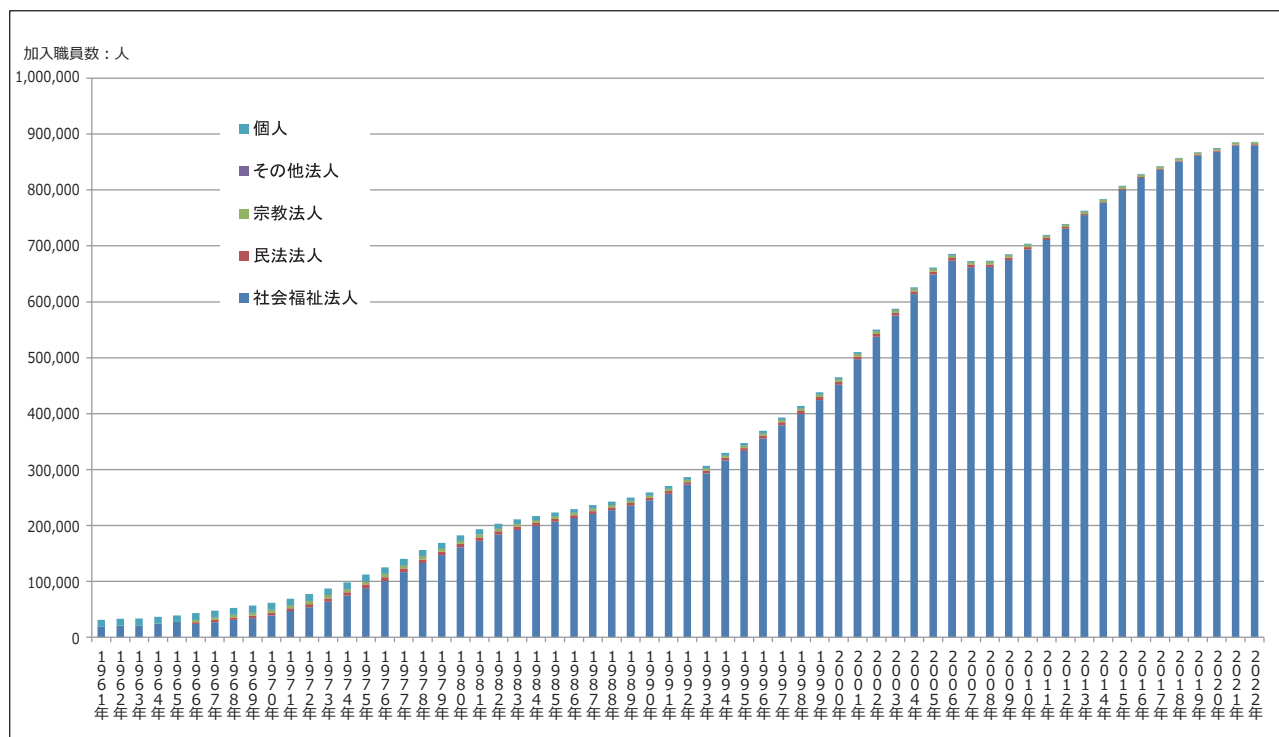
共済契約者数の推移



●共済契約者（経営主体別）

制度開始当初は4,000契約者ほどでしたが、現在では約17,000契約者にまで伸びています。経営主体別に見ると、当初は個人の契約者が半分以上でしたが、2001年の制度改正（契約の対象者を社会福祉法人に限定）の影響もあり、現在では全契約者のうち約98%が社会福祉法人となっています。

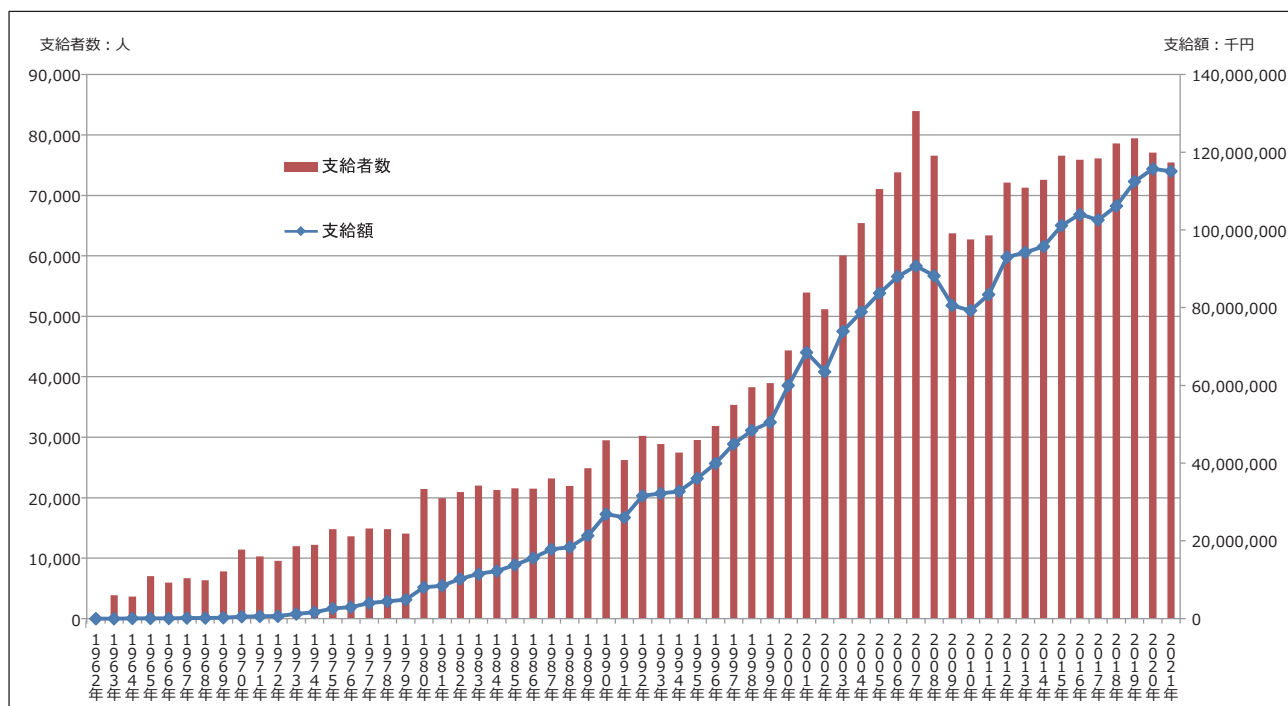
加入職員数の推移



●加入職員数（経営主体別）

現在では、約88万6千人の職員が加入しています。2006年に介護保険制度の対象となる施設・事業に対する公的助成が廃止された影響により、一時的に加入職員数は減少しましたが、その後は再び増加の傾向にあります。

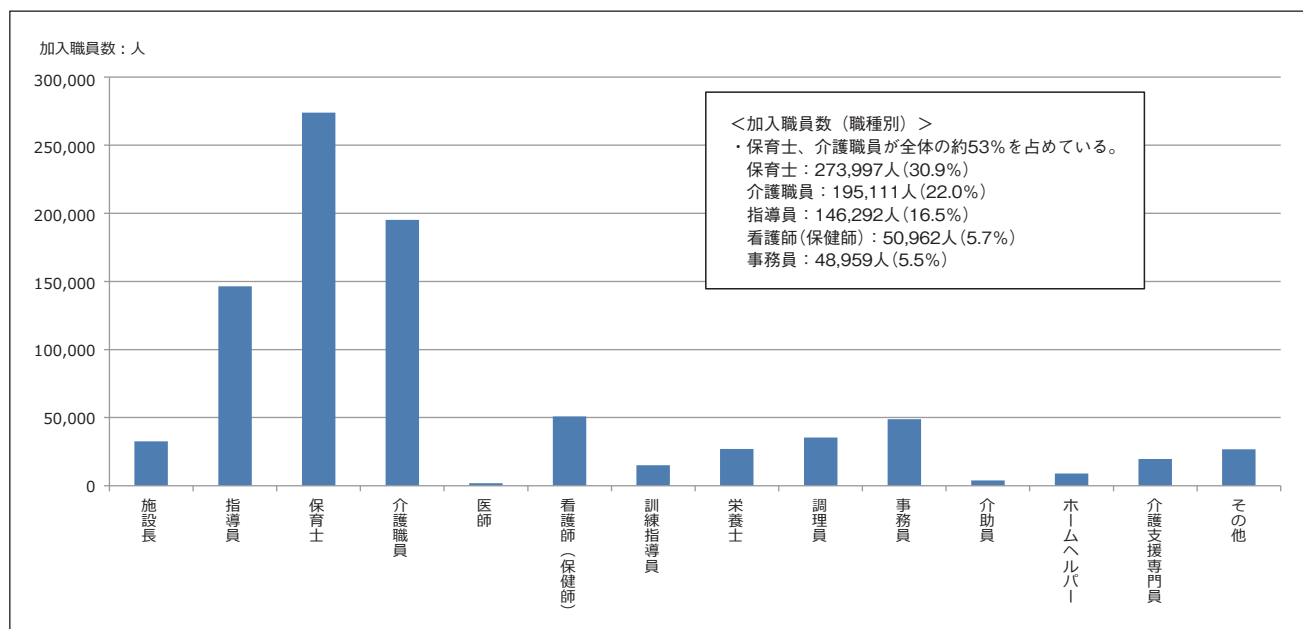
退職金支給者数・支給額の推移



●退職金支給者数・支給額

おおむね被共済職員数と同様に推移しています。2008年度以降に一旦減少しましたが、近年は再び増加の傾向にあります。

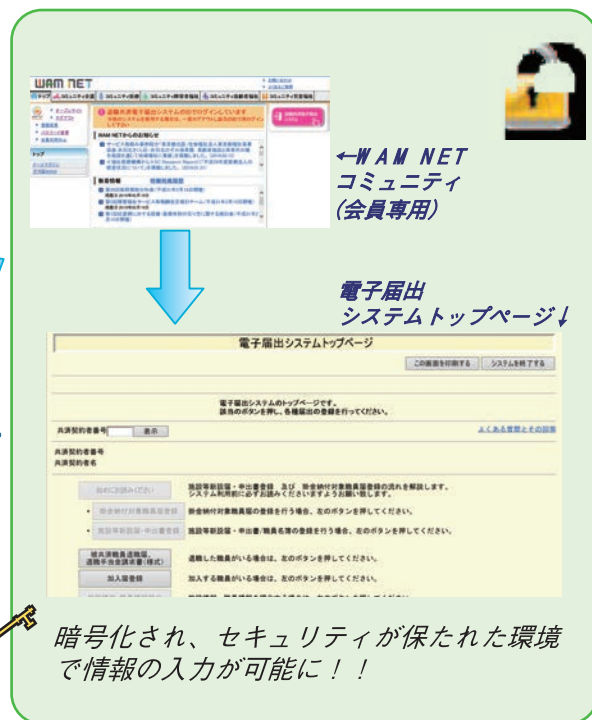
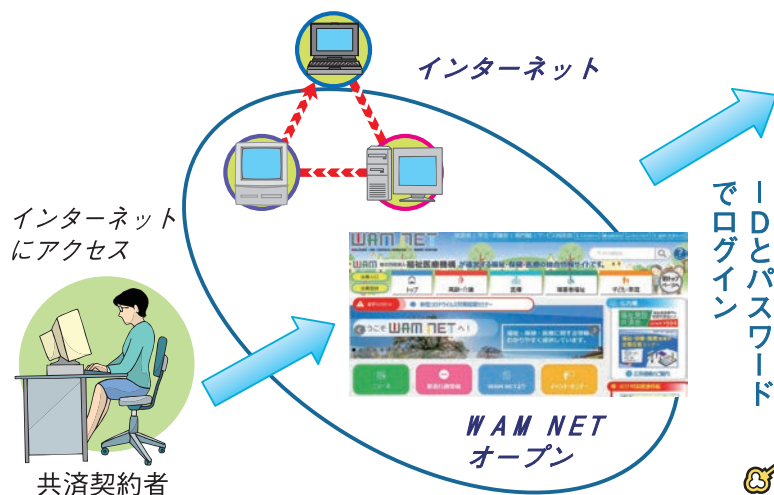
加入職員数（職種別） ※2022年4月1日現在



退職手当共済電子届出システム

退職手当共済電子届出システムの概要

共済契約者（退職手当共済に係る事務ご担当者）の皆様は、インターネット経由で各種届出書類を提出、または作成することができる「退職手当共済電子届出システム」をご利用いただくことができます。



※現在、全契約者の約93%以上にこのシステムをご利用いただいています。

このシステムをご利用いただくメリットには、次のようなものが挙げられます。

- インターネットに接続できる環境があれば、IDとパスワードを入力することにより、どの施設からでもご利用いただくことができます。なお、SSL方式によりデータを暗号化して送受信しますので、安心してシステムをご利用いただくことができます。
- システム側で入力内容のチェックを行いますので、登録ミスを防止することができます。
- システムにより提出が完了する（郵送の必要がない）届出に関しては、書類の紛失、郵便事故による情報漏洩を防止することができます。また、郵便コストの削減にもつながります。

退職手当共済電子届出システムで提出・作成できる届出書類

現在、電子届出システムにより提出または作成できる届出書類は、次の4種類です。なお、毎年、利用者の皆様からいただいたご意見、ご要望をもとに、新機能の追加や改修を行っています。

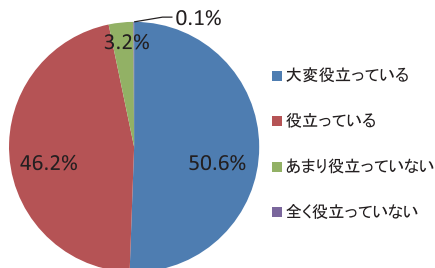
- 掛金納付対象職員届（毎年4月に作成）
- 施設等新設届・申出書（※）
- 被共済職員加入届
- 被共済職員退職届（※）

※「退職手当金請求書」は、機構ホームページ掲載の作成支援システムでご作成いただけます。

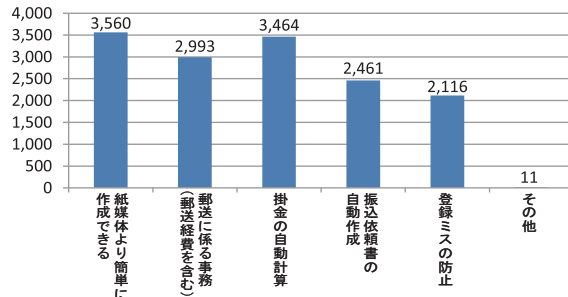
※「施設等新設届・申出書」、「被共済職員退職届」および「退職手当金請求書」については、システムで届出書を作成・出力後、郵送いただく必要があります。

退職手当共済電子届出システム利用者からの声（2022アンケート）

Q1.届出書類の電子化は、事務負担の軽減に役立っていますか？ [回答数5,171]



Q2.事務負担が軽減されたのはどのような点ですか？（複数回答可） [回答数14,605]



業務委託先窓口一覧(都道府県社会福祉協議会等)

	名称・担当部署・事務局	〒	所在地	TEL	FAX
1	(一社) 北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1番地プレスト1・7 4階	011-251-3828	011-251-3848
2	(福) 青森県社会福祉協議会／総務企画課	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391	017-723-1394
3	(福) 岩手県社会福祉協議会／総務部	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-639-8076	019-637-4255
4	※宮城県内に所在する施設については、当機構へ直接お問合せください。				
5	(福) 秋田県社会福祉協議会／総務企画部	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館内	018-864-2711	018-864-2702
6	(公社) 山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 県総合社会福祉センター内	023-642-2155	023-642-1493
7	(福) 福島県社会福祉協議会／総務企画課	960-8141	福島市渡利字七社宮111 県総合社会福祉センター内	024-523-1251	024-523-4477
8	(福) 茨城県社会福祉協議会／福祉事業部	310-8586	水戸市千波町1918 県総合福祉会館内	029-244-3147	029-241-1434
9	(一財) 栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団	320-8508	宇都宮市若草一丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ3F	028-621-3445	028-621-3440
10	(福) 群馬県社会福祉協議会／施設福祉課	371-8525	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター4F	027-289-3344	027-255-6173
11	※埼玉県内に所在する施設については、当機構へ直接お問合せください。				
12	(福) 千葉県社会福祉協議会／福祉サービス事業部	260-8508	千葉市中央区千葉港4-5	043-245-1104	043-245-9040
13	(福) 東京都社会福祉協議会／福祉振興部	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898	03-5283-6997
14	※神奈川県内に所在する施設については、当機構へ直接お問合せください。				
15	(福) 新潟県社会福祉協議会／総務管理課	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520	025-281-5528
16	(福) 富山県社会福祉協議会／総務企画課	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま内	076-432-2958	076-432-6146
17	(福) 石川県社会福祉協議会／総務管理課	920-8557	金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館内	076-224-1212	076-222-8900
18	(福) 福井県社会福祉協議会／総務施設課施設サービスG	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2347	0776-24-8942
19	(福) 山梨県社会福祉協議会／総務企画課	400-0005	甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ4F	055-254-8610	055-254-8614
20	(福) 長野県社会福祉協議会／総務企画部 共済事業グループ (共済事業担当)	380-0936	長野市中御所岡田98-1 長野保健福祉事務所庁舎内	026-226-4126	026-228-0130
21	(一財) 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉会館内	058-201-1592	058-275-5508
22	(一財) 静岡県社会福祉事業共済会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5243	054-254-5249
23	(福) 愛知県社会福祉協議会／施設福祉部	461-0011	名古屋市中東区白壁一丁目50番地 県社会福祉会館内	052-212-5509	052-212-5510
24	(一財) 三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 県社会福祉会館内	059-226-1130	059-221-0044
25	(一財) 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング10階	077-524-0261	077-524-0441
26	※京都府内に所在する施設については、当機構へ直接お問合せください。				
27	(一財) 大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館内2F	06-6761-4444	06-6763-4444
28	(福) 兵庫県社会福祉協議会／福祉事業部	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内	078-242-4635	078-251-5678
29	(福) 奈良県社会福祉協議会／施設福祉課	634-0061	橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター内	0744-29-0100	0744-29-0108
30	(福) 和歌山県社会福祉協議会／総務・資金部	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内	073-435-5222	073-435-5226
31	(福) 鳥取県社会福祉協議会／総務部	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6331	0857-59-6340
32	(福) 島根県社会福祉協議会／総務企画部	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根	0852-32-5970	0852-32-5973
33	※岡山県内に所在する施設については、当機構へ直接お問合せください。				
34	(福) 広島県社会福祉協議会／総務課	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 県社会福祉会館内	082-254-3423	082-254-3080
35	※山口県内に所在する施設については、当機構へ直接お問合せください。				
36	※徳島県内に所在する施設については、当機構へ直接お問合せください。				
37	(一財) 香川県民間社会福祉施設振興財団	760-0017	高松市番町1-10-35 県社会福祉総合センター内	087-861-5611	087-861-2664
38	(福) 愛媛県社会福祉協議会／経営管理課	790-8553	松山市持田町3-8-15 県総合社会福祉会館内	089-921-8344	089-921-8939
39	(福) 高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ4F	088-844-4865	088-844-3852
40	(福) 福岡県社会福祉協議会／施設・人材・研修部 施設課	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6F	092-584-3377	092-584-3369
41	(福) 佐賀県社会福祉協議会／施設人材課	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 県社会福祉会館内	0952-23-4248	0952-28-4950
42	(福) 長崎県社会福祉協議会／総務課	852-8555	長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター内	095-846-8600	095-844-5948
43	(福) 熊本県社会福祉協議会／総務企画課	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 県総合福祉センター内	096-324-5454	096-355-5440
44	(福) 大分県社会福祉協議会／総務・企画情報部	870-0907	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-558-0300	097-558-1635
45	(福) 宮崎県社会福祉協議会／総務企画課	880-8515	宮崎市原町2-22 福祉総合センター内	0985-22-3145	0985-27-9003
46	(福) 鹿児島県社会福祉協議会／総務部	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内	099-257-3855	099-251-6779
47	(一財) 沖縄県社会福祉事業共済会	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-885-2821	098-885-2822

WAM 独立行政法人福祉医療機構

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階

【お問い合わせ先】 共済部 退職共済課・退職給付課

退職手当共済制度に関すること TEL 0570-050-294 (一部IP電話についてはつながらない可能性があります。)

FAX 03-3438-0584

【ホームページ】 <https://www.wam.go.jp/hp>

TOPページ → 「退職手当共済事業」をクリック！



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。